

食堂、売店及び自動販売機運営事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎の食堂、売店及び自動販売機運営事業者を選定するため、食堂、売店及び自動販売機運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し事業者の選定を行う。

- (1) 本庁舎の食堂の貸付事業に関すること。
- (2) 本庁舎の売店の貸付事業に関すること。
- (3) 本庁舎の食堂及び売店と一体的に運営する自動販売機設置個所の貸付事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 市職員代表は、千葉市職員労働組合の推薦者とする。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は必要に応じて、関係職員又は専門知識を有する者に出席を要請することができる。

- 2 委員長は必要に応じて、関係職員又は専門知識を有する者から参考意見を徴収し、委員会に提出することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政局資産経営部管財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表

委員長	資産経営部長
委 員	給与課長
	資産経営課長
	管財課長
	市職員代表